

中国新法規速報（2020年11月号）

第1、2020年10月に新たに公布された重要規定の概要

外商投資企業の生産経営に一定の影響を及ぼし得る規定について、2020年10月に新たに発布された規定は下記のとおりです。ご参照下さい。

規定名称	上場会社の質のさらなる向上に関する意見
発布機関	国務院
発布日	2020年10月5日
内容説明	<p>当該意見においては、6つの方面において17項目の重点措置が掲げられている。</p> <p>第一に、上場会社のコーポレートガバナンスの水準を高める方面において、コーポレートガバナンスのための制度・規則を改善し、支配出資者、実際支配者、董事、監事、高級管理人員の職責の範囲及び法的責任を明確にし、機関投資家がコーポレートガバナンスに参加するルート及び方式等を健全化する。</p> <p>第二に、上場会社の優良化・強化を推し進める方面において、証券発行の登録制を段階に分けて実施しつつ全面的に推し進め、企業上場の質の向上をサポートする。</p> <p>第三に、上場会社の上場廃止メカニズムを健全化する方面において、上場廃止に対する監督管理を厳格化し、上場廃止手続を簡略化し、悪意をもって上場廃止を回避する行為を厳格に取り締まり、法律・規定に違反した主体に対する責任追及を強化する。</p> <p>第四に、上場会社に関する重大な問題を解決する方面において、上場会社の株券に質権が設定されるリスクを積極的かつ適切に軽減し、資産増加の管理・在庫の緩和を堅持し、取引所内外において一致した監督管理を強化し、リスクによる拘束メカニズムを強化する。</p> <p>第五に、上場会社及び関連主体による法律・規定違反のコストを高める方面において、詐欺発行、情報開示違反、市場操作、インサイダー取引等の違反行為に対する処罰を強化する。</p> <p>第六に、上場会社の質を高めるための各業務の連携を強化する方面において、監督管理の効能を継続して高め、上場会社の主体责任を強化し、上場会社が質を高めつつ発展するための良好な環境を作り上げる。</p>

規定名称	外商投資電信企業の事中・事後における監督管理の強化に関する通知
発布機関	工業及び情報化部
発布日	2020年10月15日

内容説明	<p>当該通知においては、外資の持分比率制限等の参入許可に関する政策及び要求について、なお「外商投資電信企業管理規定」、「中華人民共和国電信条例」、「外商投資参入許可特別管理措置」（ネガティブリスト）等の関連規定に従い執行されることが指摘されている。外商投資電信企業は、電信業務経営許可を取得した後に、「電信業務経営許可管理弁法」等の要求を厳格に遵守し、電信業務経営情報年度報告義務を期限どおりに履行し、規定に従い相応する電信業務市場モニター情報を送付し、電信管理機関が法により実施する、検査対象・検査人員をランダムに抽出した上で迅速に公開するという監督管理を受け入れ、それに協力する。監督管理において発見された違法行為について、工業及び情報化部は、法により処分し、手続ののっとり違法企業を電信業務経営不良リスト及び信用喪失リストに掲げ、社会に公開し、信用喪失が重大な主体に対しさらに法により懲戒処分を行う。</p>
------	--

規定名称	「中華人民共和国特許法」改正に関する決定（2020）
発布機関	全国人民代表大会常務委員会
発布日	2020年10月17日
内容説明	<p>今回の「特許法」改正の重要なポイントは、以下のとおりである。</p> <p>第一に、特許権侵害による賠償が強化され、懲罰的賠償制度が新設されている。当該制度において、故意による権利侵害の情状が重大である場合には、人民法院は、権利者が権利を侵害されたことにより受けた実際の損失、権利侵害者が取得した利益又は特許許諾使用料の倍額の金額の1倍以上5倍以下の金額を賠償金額として確定することができる。また、法定賠償額が増額されており、その上限が500万元まで、下限が3万元まで増額されている。</p> <p>第二に、意匠の保護が強化され、保護期間が延長されている。即ち、意匠の保護期間が15年に延長され、部分的意匠の保護が明確化され、また、意匠出願国内優先権制度が追加され、出願者が意匠について国内において最初に出願をした日から6か月以内に再び同一の主題について国内において出願をした場合において優先権を享有することが定められた。</p>

規定名称	経営者集中審査暫定施行規定
発布機関	国家市場監督管理総局
発布日	2020年10月23日
内容説明	<p>当該規定では、従来の4つの部門規章及び2つの規範性文書を基礎として、経営者集中審査における実体・手続規定が整理・統合され、経営者集中申告、審査、制限</p>

	性条件に対する監督及び実施、違法な経営者集中に対する調査等の全体の流れについて、総則、法的責任、附則等を含む計7章65条にわたり規定が設けられ、統一された完全な経営者集中審査制度が確立された。
--	--

規定名称	上海市不正競争防止条例
発布機関	上海市人民代表大会常務委員会
発布日	2020年10月27日
内容説明	当該条例においては、上位法において明確に規定が設けられている混同行為、商業賄賂、虚偽宣伝、商業秘密侵害、違法な懸賞付き販売、商業上の誹謗行為、ネットワーク分野における不正競争行為の7種類の不正競争行為について、上海における実務が考慮された上でさらに細かい規定が設けられ、法の運用性が強化された。具体的には、混同行為が2種類の事由に分けられ、他者が一定の影響力を有する標識とキーワード検索とを関連付ける方式による混同行為が規制されており、また、商業秘密の具体的内容が明確化され、権利者が講ずることのできる具体的な秘密保持措置が提示されており、さらに、違法な懸賞付き販売の具体的事由、商業上の誹謗行為における伝播方式についても、細かい規定が設けられた。

規定名称	オンライン申請による企業外債届出登記に関する事項に関するガイドライン
発布機関	国家発展及び改革委員会
発布日	2020年10月28日
内容説明	当該ガイドラインにおいては、2020年11月1日から、企業が中長期外債届出登記、情報送信、重大事項報告、質問に対するフィードバック等を申請する場合において、いずれもネットワークシステムを通じて行うことが明確化された。但し、国内金融機構が国外投資家に対し不良債権を譲渡する場合には、なお従来の方式に従い申請することになっている。また、外商投資企業にとっては、当該ガイドラインによって、国内企業（及びその支配する国外企業又は分支機構）が国外企業（国外出資者を含む）から借り入れる1年以上の外債について、国家発展及び改革委員会に対し届出登記手続を申請する必要があることが明確となった。従来のプロジェクトにおいては、幾つかの地方の発展改革部門が個別に、外商投資企業がなおその投資総額と登録資本との差額により許される外債限度額内において外債を借り入れるのであれば届出登記手続は必要ない、と回答することがあった。その理由は、国家発展及び改革委員会が2015年9月に発布した「企業による外債発行の届出登記制の管理改革の推進に関する通知」の目的が全国の企業の外債発行規模について全体的に規制・統計を行うことにあったためである。外商投資企業の投資総額と登録

	資本との差額の範囲内における外債の限度額については、外商投資企業の投資総額及び登録資本を政府が認可する際に考慮及び統計の対象となるので、重複して考慮及び統計をする必要がなかったのである。
--	---

第2、「輸出管制法」の紹介

一、「輸出管制法」の制定

2020年12月1日から、輸出管制に関する専門法としては中国で最初となる「中華人民共和国輸出管制法」が正式に施行される。従来、中国の輸出管制に関する法体系は、主に「対外貿易法」、「税関法」、「中華人民共和国化学品監督規制管理条例」を始めとする6つの輸出管制行政法規、部門規章から構成されており、規定が分散ぎみであったところ、今回の「輸出管制法」の制定によって、現行の規定が統合されることになったのみならず、実情に即した輸出管制制度が整えられることになった。

二、「輸出管制法」の枠組

「輸出管制法」は、計5章49条から構成されており、その主な内容は、以下のとおりとなっている。

1、管制対象物品

「輸出管制法」制定の主な目的は、管制の対象となる物品について輸出（「みなし輸出」「再輸出」の事由が含まれる）管制を行うことにある。かかる物品には、軍民両用物品、軍事品、核、「国の安全及び利益を維持保護し、拡散防止等の国際義務を履行することに関連するその他の物品」が含まれ、さらに、かかる物品に関連する技術資料等のデータも含まれる。とはいえ、上記定義に適合する物品の全てが輸出管制の対象となるわけではなく、「輸出管制法」の規定に基づき、以下に掲げる物品が管制を受けることになる。

- a) 輸出管制リストに掲げられる管制対象物品¹
- b) 臨時管制対象物品²

¹ 「輸出管制法」の規定に基づき、国は、管制リスト、名簿又は目録等を制定することにより、輸出管制を行うことになる。従来、輸出管制の対象となる物品は、「軍民両用物品及び技術輸出入許可証管理目録」等のリスト・目録に分散していたが、2020年10月22日の商務部の定例記者会見において、報道官の高峰は、「今後は法律の規定に基づき管制リストを改善して適時に発布することになる」と表明した。

² 「輸出管制法」の規定に基づき、認可を経た特定の状況において、国家輸出管制管理部門は、輸出管制リスト以外の貨物、技術及びサービスに対し臨時管制を実施し、かつ、公告することができる。臨時管制の実施期間は、2年を超えない。臨時管制の実施期間が満了するまでに、評価が遅滞なく行われ、評価結果に基づき、臨時管制を取り消すか、延長するか、あるいは輸出管制リストに組み込むかが決定される。

c) 上記 a)b)に該当しないけれども以下の事由に適合する貨物、技術、サービス

関連する貨物、技術、サービスに以下のリスクが存在する可能性があることについて、輸出経営者が知り、知っているはずであり、又は国の輸出管制管理部門の通知を受領した場合には、国家輸出管制管理部門に対し許可を申請しなければならない。

①国の安全及び利益を脅かすとき。

②大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産、使用に用いられるとき。

③テロリズムの目的に用いられるとき。

d) 特定の対象国及び地区、特定の組織及び個人に対する輸出が禁止又は制限されている物品

2、主管部門

輸出管制の職能については、国务院及び中央軍事委員会の各関連部門（主に商務部、国防科学工業局、中央軍事委員会の装備発展部等が含まれる）（以下「国家輸出管制管理部門」）が分担することになる。

3、輸出者の主な義務

企業が管制対象物品を輸出する場合には、相応の輸出許可を取得し、輸出の際に税関の検査・通関を受ける等の一般的義務のほか、さらに、管制対象物品の由来の調査、その最終ユーザー・用途の追跡の継続という義務を履行しなければならない。具体的には、以下のとおりである。

a) 国家輸出管制管理部門に対し、管制物品の最終ユーザー・用途を証明する文書を提出する。

b) 最終ユーザーに対し、主管部門の許可を経ずに無断で関連する管制対象物品の最終用途を変更してはならないこと、管制対象物品をいずれの第三者に対しても譲渡してはならないことを要求する。

また、最終ユーザー又は最終用途が変更された可能性があることを発見した場合には、国家輸出管制管理部門に報告する。

4、管理規制名簿制度

国家輸出管制管理部門は、最終ユーザー又は最終用途に関する要求に違反する物品、国の安全及び利益を脅かす可能性がある物品、テロリズムの目的に用いられる物品の輸入者及び最終ユーザーについて、管理規制名簿にリストアップし、一貫した管理規制措置を実施する。輸出経営者は、当該名簿にリストアップされた輸入者・最終ユーザーと取引を行ってはならない（特別に許可される場合を除く）。

5、全面管制

輸出経営者のために違法行為に従事して、代理、貨物運送、郵送、通関、第三者電子コマース取引プラットフォーム、金融等のサービスを提供した場合においても、「輸出管制法」に対する違反となり、また、輸出経営者が違法行為に従事していることを明らかに知りながらなおそのためにかかるサービスを提供した場合においても、同様に「輸出管制法」に基づく処罰の対象となる。

6、法的責任

「輸出管制法」においては、主に輸出経営者を対象として、9種類の違法行為及び相応する処罰が定められている。いずれの違法行為にも、最高で違法経営に係る金額の20倍の罰金が適用されることになり、さらに、関連する管制対象物品の輸出経営資格が抹消される可能性もあり、比較的重い処罰となっている。また、「輸出管制法」の規定に違反して、国が輸出を禁止している管制対象物品を許可を経ずに輸出した場合には、法により刑事責任を追及される。

三、関連企業に必要となる対応措置

1、付随する規則、関連するリスト・名簿等に対する注視

今回施行される「輸出管制法」は、なお原則的な規定となっており、細かい規定（例えば、「みなし輸出」の具体的認定方法、「関係業界輸出管制指南」の制定）について、関連企業は、今後の動向を見守る必要がある。また、輸出管制における「臨時管理規制物品」及び「管理規制名簿」は、今後随時変更される可能性があるため、関連企業にとっては、最新の情報を注視した上で相応の調整が必要となる。

2、自社製品の精査、法による許可申請

経営する製品が輸出管制の対象となる可能性がある企業は、製品を精査し、管制の対象となり得るか否かを確認し、輸出の際に必要な措置を講ずる必要がある。「輸出管制法」の規定に基づき、自社が輸出する貨物、技術、サービスが輸出管制の対象となるか否か確認することができない輸出経営者が国家輸出管制管理部門に問い合わせた場合には、国家輸出管制管理部門は、遅滞なく回答しなければならないので、企業が例えば、法的拘束力を有する契約等を締結する際に、何か輸出管制について疑問があれば、締結する前にまず、主管部門に適宜問い合わせることが推奨される。

3、取引相手の審査・追跡

「輸出管制法」の規定に基づき、輸出経営者は、管制対象物品の輸出契約等を締結する際に、最終ユーザー・用途について審査し、それらを証明する文書を作成した上で国家輸出管制管理部門に提出しな

ければならず、さらに、締結後も最終ユーザー・用途を追跡し続け、それらに変更されたことを発見した場合には、直ちに国家輸出管制管理部門に報告しなければならない。また、取引対象が管理規制名簿にリストアップされているか否かを確認し、国際的平和・国の安全を脅かす可能性があるか否か審査し、適宜報告・通報をしなければならない。

4、輸出管制に関するコンプライアンス制度の確立・具現化

関連企業は、輸出管制に関する内部コンプライアンス制度を確立し、セミナー、考査等により具現化する必要がある。コンプライアンス制度を適切に確立しておけば、行政処罰を受けるリスクの予防となるほか、「輸出管制法」の規定に基づき、国家輸出管制管理部門から、管制対象物品の通用許可等の便宜を受けることができる。

5、輸出契約の見直し

「輸出管制法」に基づき、輸出管制対象物品リスト及び管理規制名簿は、随時変更される可能性があり、そうなれば、締結済みの輸出契約等が履行不能となる可能性がある（即ち、契約締結の時点においては管制対象ではなかった物品が実際に輸出される時点において臨時管制の対象となるといった事例が考えられる。そうなれば、輸出許可証等の手続が必要になるので、納品が遅延することになる）。よって、管制対象となり得る物品の輸出契約を作成する際には、輸出管制に関する条項を加え、輸出管制の対象となった場合における双方の権利・義務、輸出不可能となった場合における処分方法について明確にしておく必要がある。

6、輸出に従事する企業以外の関連企業に対するコンプライアンス上の要求

輸出経営者のために代理、貨物運送、郵送、通関、第三者電子コマース取引プラットフォーム、金融等のサービスを提供する企業も、当該輸出経営者が「輸出管制法」に対する違反行為に従事していることを発見した場合には、直ちにサービスの提供を中止し、法により関係部門に報告する必要がある。

以上。

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、巖海忠、仇海珍